

福島県文化センター

第1節 概 要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興を図ることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

県は昭和45年9月開館当初からこの施設の管理運営を財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、調査研究等を行うほか、この施設をその管理のもとに一般県民の文化活動の場として利用に供している。

福島県文化センターを構成する各施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

(1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- 美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(3) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料の利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

昭和53年度はたまたま改正消防法に基く防災設備の整備事業が年度後半の11月から3月まで、5カ月間にわたって実施されたため一部の事業については縮少せざるを得なかったが、こうした事情をふまえて、過去7年にわたる実績の上に更によりよい教育文化施設づくりをめざし、次の事項に重点を置いて館の運営に当った。

- ① 美術博物館、歴史資料館の資料の充実及び研究紀要、収蔵目録の作成。
- ② 美術展、舞台芸術の鑑賞の機会を拡充し、「動く文化センター」としての教育活動の充実。
- ③ 施設の改良保全による適正な維持管理
- ④ 関係機関、団体との協力連けいの強化

尚上記防災設備工事は法律改正による義務的なものではあるが、約2億円の巨費を投じて施工された。工事の主要部分はスプリンクラー及びガスによる消火設備及びこれに附随する火災報知設備、非常用放送設備、避難誘導灯の増設工事等であり、こうした工事は過去3年間にわたって一定規模以上の公立文化施設にあっては全国的に行われたものである。これによって非常の際の来館者の安全が一層確保されることと

なったことは、館の管理運営にたづさわる者にとって力強い限りである。

第2節 施設・設備の概況

1 施 設

所在地	福島市春日町5-54
敷地面積	21,600㎡
建築面積	5,850㎡
建築延面積	11,335㎡
構 造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上3階、塔屋1階
竣 工	昭和45年9月1日

施設の概要

(1) 本 館

- 地階＝中央監視室、空調・電気機械室、奈落
- 1階＝大ホール(1,951席)、小ホール(448席)、楽屋(4室)
リハーサル室(109㎡)、和室(20畳2室)、小ホール
控室(37㎡)、浴室(2室)、視聴覚室(108席)、会議
室(24名)、I T V室、事務室、収蔵庫その他。
- 2階＝会議室兼展示室(466㎡)、事務室、収納室、食堂等
- 3階＝展示室(505㎡×2室)、ギャラリー(363㎡)、事務室、
倉庫等
- 塔屋＝空調機械室、エレベーター機械室

(2) 歴史資料館

- 1階＝展示室(180㎡)、消毒室、消火機械室
- 2階＝研究室(64㎡)、閲覧室(45㎡)、マイクロフィルム
室(61㎡)、文書庫(272㎡)、事務室等
- 3階＝文書庫(272㎡)、文化財収蔵庫(455㎡)

2 設 備

(1) 一般設備

- 空気調和設備＝冷暖房、換気設備
- 給排水衛生設備＝給排水、ガス、浄化槽
- 防災設備＝スプリンクラー、ドレンチャー、ガス消火設備(炭酸ガス及びハロンガス)消火栓、非常用放送設備、避難誘導設備、煙、熱感知器等
- エレベーター設備＝乗用(11人乗)、荷物専用(荷重4トン)
- 電気設備＝一般照明(蛍光灯、白熱灯)、内線電話(自動交換)、I T V設備、T V中継設備、館内放送設備、自家発電設備(100K V A)、電気時計等

(2) 舞台設備

- 舞台照明設備＝フットライト(68灯)、ボーダーライト(3列225灯)、サスペンションライト(4列84灯)、ホリゾンライト(上下各72灯)、シーリングライト(23灯)、各種スポットライト、調光卓